

主な保険用語

あ	受取人 【うけとりんにん】	保険金・給付金を受け取る人のことです。契約者が指定します。
	給付金 【きゅうふきん】	被保険者が入院したときや手術を受けたときなどに、弊社が受取人へお支払いするお金のことです。
	告知義務 【こくちぎむ】	契約者・被保険者が、申込みや復活の際、弊社がおたずねした現在の健康状態や職業、過去の傷病歴などについて、ありのままに答えていただく義務のことです。
か	契約者 【けいやくしゃ】	弊社と保険契約を結び、契約上の権利(契約内容変更請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。
	告知義務 【こくちぎむ】	契約者・被保険者が、申込みや復活の際、弊社がおたずねした現在の健康状態や職業、過去の傷病歴などについて、ありのままに答えていただく義務のことです。
	告知義務 【こくちぎむ】	契約者・被保険者が、申込みや復活の際、弊社がおたずねした現在の健康状態や職業、過去の傷病歴などについて、ありのままに答えていただく義務のことです。
さ	失効 【しっこう】	保険料払込の猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人 【していだいりせいききゅうにん】	被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて被保険者ご自身が請求できない特別な事情があるときに、被保険者の代理人として保険金・給付金などを請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、被保険者の同意を得て契約者があらかじめ指定した方となります。
	支払事由 【しはらいじゆう】	保険金・給付金をお支払いする要件のことです。
は	責任開始期(日) 【せきにんかいしき(び)】	契約の保障が開始する時期(日)のことです。
	被保険者 【ひほけんしゃ】	保障の対象となる人のことです。
	復活 【ふっかつ】	失効した契約を有効な状態に戻すことです。
は	不慮の事故 【ふりよのじこ】	急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。 急激 ：事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。 偶発 ：事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。 外来 ：事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
	保険金 【ほけんきん】	被保険者が亡くなられたときや高度障害状態・要介護状態などに該当されたときに、弊社が受取人へお支払いするお金のことです。
	保険証券 【ほけんしょうけん】	保険金額や保険期間などの契約内容を記載した保険契約の成立を証明する書面のことです。
ま	保険料 【ほけんりょう】	契約者が弊社へお支払いいただくお金のことです。
	免責事由 【めんせきじゆう】	保険金・給付金の支払事由が発生しても、例外としてお支払いできない要件のことです。
	約款 【やっかん】	保険契約上のいろいろな取決めを記載したものです。